

高校生等奨学給付金（私立） 申請の手引き

令和5年度 通常給付

1 申請者 保護者等

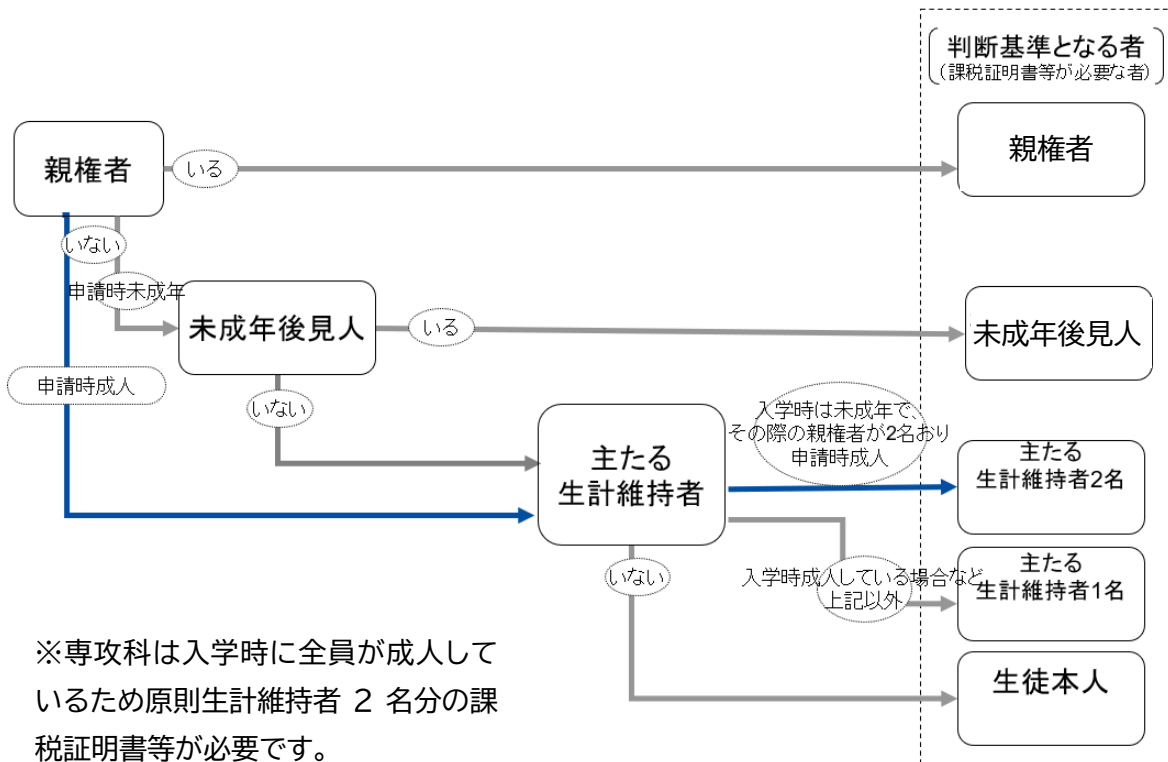
2 課税証明書等が必要な者

※1 原則保護者等全員

高校生等が在学中に成人を迎えた場合については、家族構成の変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者であった者を「主たる生計維持者」とすることとし、保護者2名の場合は「主たる生計維持者」2名分必要です。

※3 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。

※4 高校生等が入学前に成人している場合は、健康保険証の被保険者の所得で判断します。（専攻科は除く）



3 基準日 令和5年7月1日

4 申請期限

令和5年10月6日(金) 必着(県外生のみ)

※県内の学校は各学校の締め切日にしてください。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

5 給付について

審査が終了したのから順次振込ます。(8月から2月頃)

○給付額等 ※物価高騰による上乗せ給付額を含む(生業扶助受給世帯は除く)

世帯種別		給付金額
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	52,600 円
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を 除く	全日制 定時制	第1子 (通常給付分 137,600 円) (上乗せ給付分 5,300 円) 142,900 円
		第2子以降 (通常給付分 152,000 円) (上乗せ給付分 6,000 円) 158,000 円
	通信制	(通常給付分 52,100 円) (上乗せ給付分 2,100 円) 54,200 円
	専攻科	(通常給付分 52,100 円) (上乗せ給付分 2,100 円) 54,200 円

6 注意点

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書等の提出が必要です。

7 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等

- ・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部 私学課

電話 059-224-2161 (受付 平日 9:00~12:00

13:00~17:00)

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

8 提出する書類

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書（様式1）
- (2) 振込口座届（様式4）※申請者の口座を指定してください。
※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者のものとする。やむを得ず申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状（様式5）を提出すること。
- (3) 委任状（様式5）
※学校長に委任された場合には、副申書に学校が指定する振込口座を記入すること。
※（2）の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合にも必要。
- (4)（県外の高等学校等に通う高校生等の場合） 在学証明書（様式2）
- (5) 7月1日時点で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合（第2子で申請する場合）には、
 - ① 対象となる高校生等（生徒本人）の健康保険証の写し（様式7）
 - ② 兄弟姉妹（被扶養者）の健康保険証の写し（様式7）※健康保険証の写しを提出する際は被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。
※①及び②は、いずれも必要。
※①及び②が国民健康保険の場合で、世帯主の氏名が扶養している父母（保護者等）でないときは、扶養誓約書（様式6）を提出すること。
- (6) 保護者等全員の住所地が確認できる住民票（原則父母・原本）
※交付日が基準日（令和5年7月1日）以降のもの
※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。
- (7) 7月1日時点で、生活保護（生業扶助）が措置されている場合には、その措置状況がわかる証明書【生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（原本）】
- (8) 保護者等全員の令和5年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる課税証明書（原則父母・原本）
※世帯で取得した場合は、全員分の課税証明書を提出してください。
※（7）を提出する場合は不要です。
- (9)（専攻科のみ）個人対象要件証明書
※支援金を受給していない場合のみ必要

9 申請額の確認

- 世帯の状況により、提出する書類が異なります。

